

## 高島市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成31年2月20日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 澤本 長俊

## 財政援助団体等の監査結果に関する報告書

### 第1 監査の対象団体

名 称 マキノ町土地改良区  
代 表 者 理事長 河越 安嗣  
所 在 地 高島市マキノ町沢1410番地  
所管部局 農林水産部 農村整備課

### 第2 監査期間

平成30年12月5日から平成31年2月13日まで

### 第3 監査の範囲

監査対象団体が、平成29年度および監査時点において執行した補助金に係る出納その他事務

### 第4 監査の主な着眼点

#### 1 財政援助団体監査

##### (1) 所管部局関係

- ・補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ・補助金交付要綱は整備されているか。
- ・補助金の交付目的および補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

##### (2) 団体関係

- ・事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・補助金等交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

## 第5 監査の方法

補助金に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の事務所に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

## 第6 団体の概要

### 1 目的（マキノ町土地改良区定款より）

当団体は、農業生産の基盤の整備および開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資することを目的とする。

### 2 組織（平成30年4月1日現在）

組合員数 713人

総代 31人

役員 15人（理事長1人、副理事長2人、工事理事1人、会計理事1人、理事6人、総括監事1人、副総括監事1人、監事2人）

職員人員 2人（正規職員1人、嘱託職員（事務局長）1人）

### 3 事業の概要

- (1) 県営マキノ地区ほ場整備事業および旧県営マキノ地区かんがい排水事業および県営マキノ地区土地改良総合整備事業および新県営マキノ地区かんがい排水事業および県営知内川北部地区ほ場整備事業ならびに県営マキノ北部地区中山間地域総合整備事業で造成された施設の維持管理
- (2) 農地またはその保全もしくは利用上必要な施設の災害復旧
- (3) 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）マキノ地区の推進活動事業を高島市より委託される場合には、これを受託する。
- (4) 農用地の改良または保全のため必要な事業
- (5) (1)の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（向上活動支援対策）に係る土地改良区の区域内の活動組織に参画し、向上活動支援を行う。
- (6) 前項の事業を行うに当たり、当該活動組織から、その事務を委託される場合は、これを受託する。

## 第7 団体に対して支出した補助金

平成29年度および平成30年度監査時点において、市が団体に対して支出した補助金は次のとおりである。

### 1 補助金

補助金名称(事業名)	年度	補助対象額(円)	補助金額(円)	支出済額(円)	支出年月日
高島市土地改良事業補助金	—	22,601,693	14,364,000	13,048,000	—
土地改良区補助事業(運営補助)	H29	3,932,000	3,932,000	1,966,000	H29.5.25
				1,572,000	H29.10.19
				394,000	H30.5.10
	H30	3,655,000	3,655,000	1,827,000	H30.5.31
				1,462,000	H30.10.31
—	(予定有り)				
土地改良事業(維持管理)	H29	609,064	228,000	228,000	H30.1.22
	H30	760,629	285,000	—	(予定有り)
土地改良事業(農業基盤整備促進事業) 【マキノ南地区】	H29	2,000,000	500,000	500,000	H30.5.2
	H30	1,674,000	418,000	—	(予定有り)
土地改良事業(農業基盤整備促進事業) 【マキノ北西地区】	H29	2,000,000	450,000	450,000	H30.5.2
				—	(予定有り)
国営造成施設管理体制整備促進事業	H29	5,503,000	2,428,000	1,214,000	H29.7.20
				971,000	H29.10.19
				243,000	H30.5.25
	H30	2,468,000	2,468,000	1,234,000	H30.8.6
				987,000	H30.10.31
—	(予定有り)				

※上記の平成30年度分については、12月5日現在の補助金交付決定額および支出額の内容です。

### 2 補助金支出の根拠

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市土地改良事業補助金交付要綱

## 第8 監査の実施日

平成31年2月6日

## 第9 監査の結果

監査の結果、補助金に係る出納その他出納に関連した事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

## ○ 所管部局関係

### 1 土地改良区補助事業補助金について

実績報告書によると、補助対象としている土地の面積の中に、経常賦課金と特別賦課金を賦課している土地以外に特別賦課金のみ賦課している土地が含まれていた。補助金交付の趣旨が、土地改良区の円滑な運営等を図ることを目的としていることから問題はないものの、補助対象とする土地の基準を明確にしているとは考えられない。

これまでの土地改良区の監査において、こうしたことのないよう補助金対象とする土地の範囲や基準日、補助対象経費の範囲を明示し、運営に係る補助金の必要性や妥当性、経費負担のあり方の検証ができるよう幾度となく求めてきたが、平成30年4月1日の土地改良事業補助金交付要綱改正では、補助率が引き下げられただけであった。

補助金交付に当たっては、運営に係る補助金の必要性や妥当性、経費負担のあり方を検証する必要があることから、適正な補助金交付事務となるよう改められたい。

### 2 土地改良区への定期検査について

高島市土地改良区等検査規程第4条第2項では、所管部局による定期検査を3年に1回の割合で計画的に行うと規定し、同規程第7条には、検査は、あらかじめ通告しないで行うとあるが、ただし書きで市長が特に指示した場合は、この限りでないと規定されている。定期検査の状況を確認したところ、検査の内容から関係資料の事前提出を必要とするため、事前通告による方法で実施されていた。事前通告による検査を実施するのであれば、その旨を回議書等に明記しておく必要がある。

また、平成29年3月10日の検査では、検査実施要領で定めている検査事項別細目に基づいた判定表による判定をしていないなど検査に不十分な点が見られた。

こうしたことのないよう検査規程および検査実施要領に基づく適切な検査となるよう改められたい。

## ○ 団体関係

### 1 手持現金による支払い処理について

土地改良区補助事業に係る経費の支払方法や証拠書類を確認したところ、消耗品の購入などの少額な経費の支払いにおいて、職員による立替払いが日常的に行われていた。

また、組合員による賦課金納付時におけるつり銭についても、職員による立替払いが行われていた。

土地改良区会計細則第23条第1項では、金銭の支払方法は、原則として農協振込みによると規定しているが、同細則第29条第1項には、緊急やむを得ず支払いを要する少額の経費の支払に充てるための手持現金をおくことができるとの規定があることから、会計細則に基づく適正な支払い処理となるよう改められたい。

### 2 旅費請求の手続きについて

概算払いによる旅費の請求について、支出命令の証拠書類を確認したところ、支払証明書により支出されていた。

また、職員が職務のため旅行する場合には、出張命令伺簿による理事長の決裁のないまま出張をし、所定の請求書のみによる請求がされていた。

土地改良区旅費規程第8条第1項では、旅費の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書をもってこれを当該旅費を支払う者に提出しなければならないと規定し、土地改良区職員服務規程第17条第1項では、職員が職務のため旅行するときは、出張命令伺簿に所要事項を記載し、その前日までに理事長の決裁を受けなければならないと規定されていることから、旅費規程および服務規程に基づく適切な事務処理をされたい。

### 3 物品の管理について

備品についての管理状況を確認したところ、備品は品目と金額のみ記載された一覧表で管理し、備品を廃棄する場合の書面による決裁は特にしていないとのことであった。

土地改良区会計細則第39条第9項では、備品台帳は、品目毎に購入金額、修繕費、廃棄年月日等を詳細に記載すると規定し、同細則第60条では、物品を売却、廃棄等の処分にする場合は、理事長の承認を得なければならないと規定されていることから、会計細則に基づく台帳を整備するとともに、備品の所有を明確にするために備品シール等で管理を行うなど、会計細則に基づく適切な管理をされたい。

### 4 土地改良区の規約、規程、会計細則について

#### (1) 土地改良区規約について

土地改良区規約第18条第1項では、理事会は少なくとも隔月1回とすると規定し、同規約第23条では、監事会は少なくとも毎事業年度2回開催すると規定されているが、実績報告書等で確認したところ、規約に定められた回数の開催がされていなかった。

また、同規約第26条第1項では、補助機関として庶務係、会計係、工事係を置くと規定がされているものの、実際には係が置かれていなかった。

こうした規約と実務の不整合が起こらないよう、規約の見直しを含め、規約に基づく事務となるよう改められたい。

#### (2) 土地改良区処務規程について

土地改良区処務規程第9条第1項では、公印は、土地改良区の印および土地改良区理事長の印と規定されているが、収支決算書の証拠書類には、会計理事の印が押印されていた。公印について確認をしたところ、規程で定めている公印以外に、会計理事の印、総括監事の印が存在していたことから、処務規程を改正するなど適切な対応をされたい。

#### (3) 土地改良区会計細則について

土地改良区会計細則第4条では、一般会計、退職給与積立金特別会計、増加維持管理積立金特別会計、維持管理積立金特別会計、財政調整基金、収支外出納会計の6つの会計が規定されている。一方で、増加維持管理費等補償基金や維持管理基金の設置に関する規程があり、この基金と特別会計の関係が明確とはいえなかった。

また、同細則第39条第1項では、会計主要簿のほかに会計補助簿として、賦課金台帳、賦課金徴収原簿、請負工事簿、土地改良施設台帳、固定資産台帳、区債及び借入金台帳、備品台帳、消耗品受払簿、積立金台帳、退職給与金要支給額台帳を置かなければならないと規定されているが、補助簿として置かれていないものがあった。

こうした会計細則と実務の不整合が起らないよう、会計細則の見直しを含め、会計細則に基づく事務となるよう改められたい。